

## 【1】訪問看護

(令和3年4月1日現在)

基本料金					
種類		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護 I 1 (20分未満)	[1回につき]	3,459円	346円	692円	1,038円
訪問看護 I 2 (30分未満)	[1回につき]	5,194円	519円	1,039円	1,558円
訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	[1回につき]	9,072円	907円	1,814円	2,722円
訪問看護 I 4 (60分以上90分未満)	[1回につき]	12,431円	1,243円	2,486円	3,729円
理学療法士等による訪問の場合	[1回につき]	3,238円	324円	648円	971円
加算料金					
種類		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算 (30分未満)	[1回につき]	2,806円	281円	562円	842円
複数名訪問加算 (30分以上)	[1回につき]	2,221円	223円	445円	667円
長時間訪問看護加算	[1月につき]	3,315円	332円	663円	995円
緊急時訪問看護加算	[1月につき]	6,342円	635円	1,269円	1,903円
特別管理加算 (I)	[1月につき]	5,525円	553円	1,105円	1,658円
特別管理加算 (II)	[1月につき]	2,762円	277円	553円	829円
ターミナルケア加算 [★]	[死亡月につき]	22,100円	2,210円	4,420円	6,630円
初回加算	[1月につき]	3,315円	332円	663円	995円
退院時共同指導加算	[1月につき]	6,630円	663円	1,326円	1,989円
看護・介護職員連携強化加算	[1月につき]	2,762円	277円	553円	829円
看護体制強化加算 (II)	[1月につき]	3,315円	332円	663円	995円
サービス提供体制強化加算	[1回につき]	33円	3円	7円	10円

★ターミナルケア加算：看取りに同意していただいたうえで逝去時に算定します。

※同一建物に対する減算に該当する場合：上記単位数の10%減

※准看護師が指定訪問看護を行った場合：上記単位数の10%減

※夜間 (18:00~22:00) または早朝 (6:00~8:00)：上記単位数の25%増

※深夜 (22:00~6:00)：上記単位数の50%増

※この金額は、介護保険の法定利用料にもとづく金額です。法定利用料は、法律の改定等により変更されることがあります。

※上記負担額として計算した場合の料金と実際の請求額は、端数処理の関係上、若干の差異が生じることがあります。

## 【2】介護予防訪問看護

(令和3年4月1日現在)

基本料金					
種類		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護 I 1 (20分未満)	[1回につき]	3,337円	334円	667円	1,001円
訪問看護 I 2 (30分未満)	[1回につき]	4,973円	497円	995円	1,492円
訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	[1回につき]	8,752円	875円	1,750円	2,625円
訪問看護 I 4 (60分以上90分未満)	[1回につき]	12,011円	1,201円	2,402円	3,603円
理学療法士等による訪問の場合	[1回につき]	3,127円	313円	625円	938円
加算料金					
種類		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算 (30分未満)	[1回につき]	2,806円	281円	562円	842円
複数名訪問加算 (30分以上)	[1回につき]	2,221円	223円	445円	667円
長時間訪問看護加算	[1月につき]	3,315円	332円	663円	995円
緊急時訪問看護加算	[1月につき]	6,342円	635円	1,269円	1,903円
特別管理加算 (I)	[1月につき]	5,525円	553円	1,105円	1,658円
特別管理加算 (II)	[1月につき]	2,762円	277円	553円	829円
初回加算	[1月につき]	3,315円	332円	663円	995円
退院時共同指導加算	[1月につき]	6,630円	663円	1,326円	1,989円
看護体制強化加算 (II)	[1月につき]	3,315円	332円	663円	829円
サービス提供体制強化加算	[1回につき]	33円	3円	7円	10円

※同一建物に対する減算に該当する場合：上記単位数の10%減

※准看護師が指定訪問看護を行った場合：上記単位数の10%減

※夜間 (18:00~22:00) または早朝 (6:00~8:00) : 上記単位数の25%増

※深夜 (22:00~6:00) : 上記単位数の50%増

※この金額は、介護保険の法定利用料にもとづく金額です。法定利用料は、法律の改定等により変更されることがあります。

※上記負担額として計算した場合の料金と実際の請求額は、端数処理の関係上、若干の差異が生じることがあります。

## 【3】介護保険外の料金

実施地域 (三鷹市全域/調布市全域/武蔵野市=境南町および御殿山) 以外への訪問時は、交通費が別途100円/回かかります。